



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省における 児童虐待に関わる施策について

文部科学省における児童虐待への対応

- ✓ 児童虐待への対応については、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

1. 学校等における児童虐待への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
 - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実
 - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進 等

2. 未然防止・早期対応の観点からの家庭教育支援の推進

- 地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組の推進
- 訪問型家庭教育支援について、家庭教育支援チームと福祉関係機関等との連携体制の構築に向けたモデル事業を実施 等

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(通知)

(平成30年7月27日付け30文科生第332号)

1 背景

- ✓ 本年3月に東京都目黒区で発生した5歳(当時)女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、厚生労働省をはじめとした関係府省庁等が一丸となって対策に取り組むよう「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。

2 通知の概要

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、例えば、以下に掲げる取組について積極的な対応を依頼。

(1)各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を通じて、児童虐待の早期発見に努めること。また、学校が就学時の健康診断実施の際に、「虐待リスクのチェックリスト」を活用すること等により、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を把握した場合には、市町村、児童相談所等に情報提供を行うこと。

(2)関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

(3)児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止にかかる研修を実施すること。

(4)啓発資料等の活用

体罰に依存しない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校において、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

(5)乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

教育委員会においては、児童福祉・母子保健主管部(局)等が厚生労働省からの通知に基づき実施する「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握」に、積極的に協力すること。

1. 学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(平時)

関係機関との連携の強化(虐待防止法第4条第1項、第5条第2項)

- 学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第25条の2)へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図る。
- 児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関との連携の強化に努めること。

学校等から児童相談所への情報提供(虐待防止法第13条の4関係)

- 学校その他児童の教育に係る機関及び学校の教職員その他児童の教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる(国立・公立・私立の学校等)。

学校等の間の情報共有

- 幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。
- 個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

児童虐待等に係る研修の実施

- 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5配布)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

1. 学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応（発見時）

児童虐待の早期発見（虐待防止法第5条第1項関係）

- 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
 - ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握。
 - ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及びネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意。

虐待を発見した場合

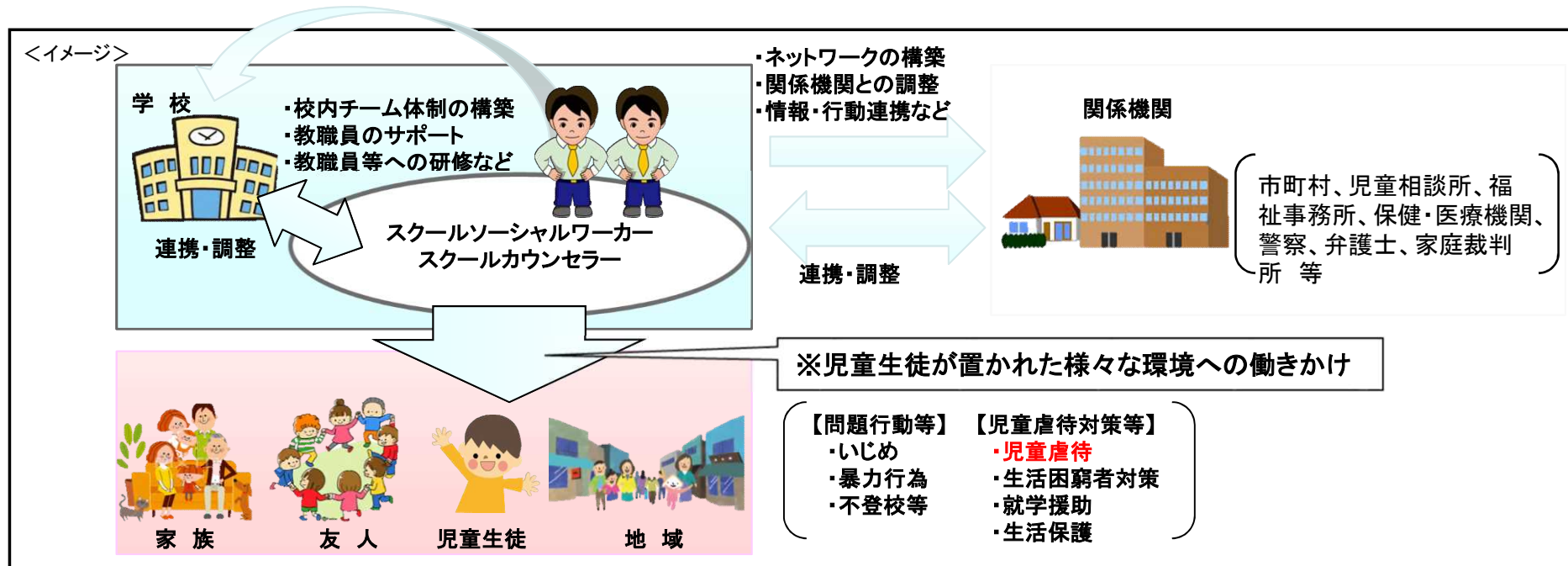
児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

学校での早期発見と適切な初期対応の推進

現 状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



対 応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー (SSW) 及びスクールカウンセラー (SC) の配置を充実。
平成30年度予算額 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,484百万円、7,500人 (1,258百万円、5,000人)
スクールカウンセラー等活用事業 4,569百万円、26,700校 (4,559百万円、26,000校)
【目標 (H31年度まで) は、SSWは全中学校区 (1万人)、SCは全公立小・中学校 (27,500校)】
- **加えて、虐待対策のための重点加配。**
- SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供等

○「学校及び保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

(平成30年7月)

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校及び保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、内閣府・文部科学省・厚生労働省で協議の上で指針を作成し、教育委員会や学校等に通知（平成22年3月作成の指針は廃止）。

現在、本指針に基づく取組状況を調査中。

HPアドレス：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/10/31/1410619_001.pdf

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供等

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)(平成21年5月)

学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識と対応スキルの向上を図るための研修用教材を全国の教育委員会に配布。

<研修教材より>

この教材の構成

本 編

【基礎編】

- 1 虐待の基礎的理解 ～発生のメカニズムと子どもが被る影響～
- 2 虐待と子どもの心理
- 3 学校生活での現れ
- 4 虐待と生徒指導・特別支援教育
- 5 虐待関連法規

【実践編】

- 6 疑いから通告へ(学校でできること①)
- 7 虐待を聞く技術・コミュニケーションの技法(学校でできること②)
- 8 虐待を受けた子どもへの具体的な関わり(学校でできること③)
- 9 家庭への対応(学校でできること④)
- 10 関係機関との連携とケース会議
- 11 家庭から分離された子どもへの対応
- 12 障害者虐待の防止と対応

資料編

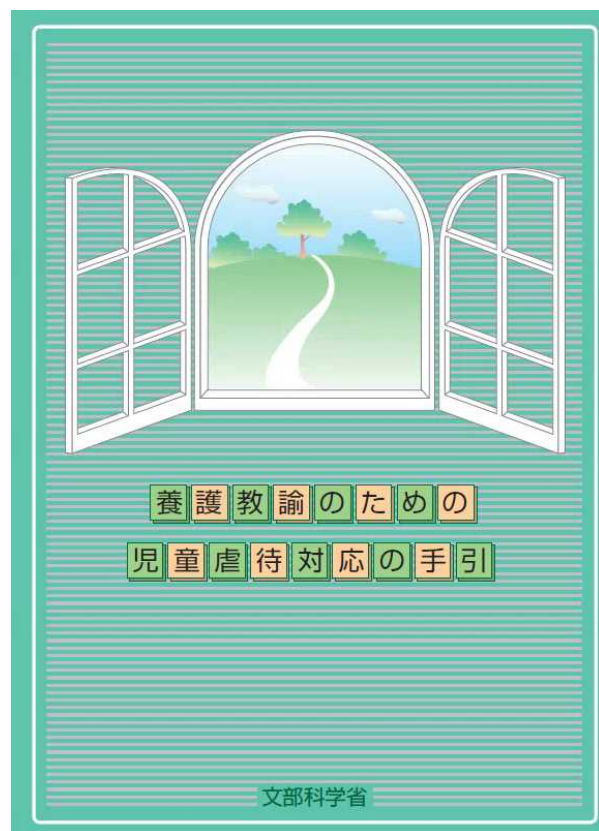
学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供等

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」(平成19年10月)

児童虐待防止に学校、養護教諭が果たす役割、必要な基礎知識、早期発見・早期対応の方法等について、図表や事例を交え具体的に記載した手引を全国の教育委員会、学校に配布。

HPアドレス:

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm



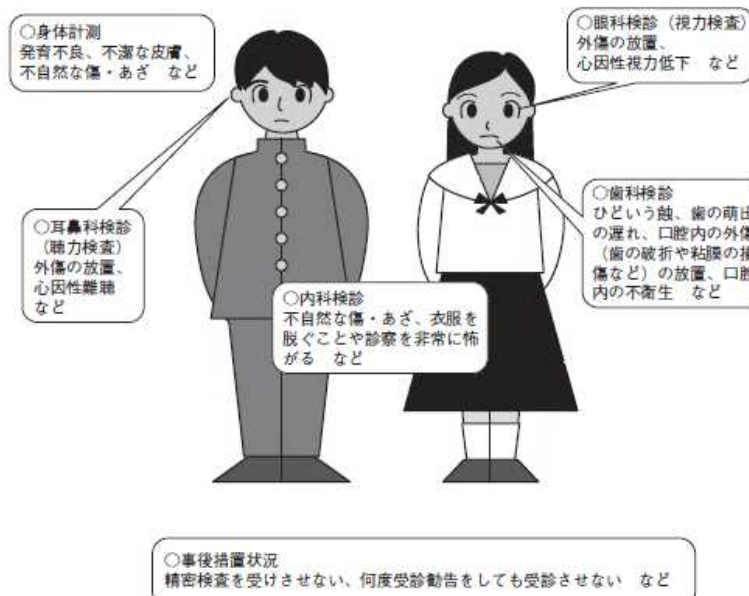
第3章 児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1) 健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)



一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日付け27文科初第335号)

一時保護等とは

- 虐待などの理由により、児童相談所に付設する一時保護所等において子供を一時的に保護すること。
※ DVの被害者や、売春防止の観点から保護された女子に同伴する子供が、婦人相談所で一時保護されることもある。
- 子供を保護者から一時的に離し安全な生活環境下に置くこと等を目的とする法令上の措置であり、一時保護等が行われる間は、学校へ通うことができなくなることがある。
※ 一時保護所において一時保護された者のうち6歳以上の者は20,261人(平成28年度)。
※ 一時保護所における平均的な一時保護期間は30.1日間(平成28年度)。
※ 一時保護所で一時保護される高校生の36.6%、小・中学生の7.1%が欠席扱い(厚労省補助による民間団体の調査(平成25年度))。

一時保護等が法令上の措置であることや、教育支援センターやフリースクールに通う不登校児童生徒に「出席扱い」が認められる場合があること等との均衡を図りつつ、考え方を整理。

一時保護等の扱いの考え方

- 一時保護所において学習を行っている場合
⇒ 一定の教育指導の時間の確保、学習支援員を中心とした指導体制等の条件を満たす場合、指導要録上「出席扱い」を認める。
- 一時保護所において学習を行っていない場合
⇒ 「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当。

※ 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましい。

2. 未然防止・早期対応の観点からの家庭教育支援の推進

○家庭教育支援チームについて

地域人材の養成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。

※家庭教育支援チーム：子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制

【ロゴマーク】



家庭教育支援チーム

○訪問型家庭教育支援における取組

児童虐待予防の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、訪問型家庭教育支援を行う。

・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引きの作成(平成27年度)

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取り組みとするための提案を取組のヒントとして整理したもの。訪問の結果、児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所等に通告を行うこと等についても記載。

・訪問型家庭教育支援の実施(モデル事業)(平成28年度～)

保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を実施。
(平成29年度:6府県17市町)

○関連の通知

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(通知)において、緊急総合対策の趣旨及び内容を参考とした上で、引き続き、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や地域とのつながりづくり等の取組の推進について依頼。

家庭教育支援チームについて

趣旨・目的

- 都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、**社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ**、文部科学省では平成20年度より、**全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。**

チームの構成・業務

- 地域の人材（子育て経験者等）を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じて構成。
- 主な取組は以下のとおり。
 - (1) 保護者への学びの場の提供
 - (2) 地域の居場所づくり
 - (3) 訪問型家庭教育支援

<活動事例>

親子の交流の場の提供



親子でアクセサリ作り開催時の様子
(スマイルエンジェル/宮城県石巻市)

啓発資料

- 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施【隔年予定】

- ・ 自治体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
平成29年度は、25活動を優れた活動として選定し、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて表彰式を実施。



<補助事業による推進>

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

<チームの登録制度>

- ・ 各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。【→ロゴマーク使用可】

家庭教育支援チーム
ロゴマーク



コンセプト：温かく包む支援の輪
地域の人々の支援の輪が、
子供や保護者の方を温かく
包み込むイメージを体现。

家庭教育支援チーム数の推移



地域における家庭教育支援基盤構築事業 ～家庭教育支援チーム強化促進プラン～

(前年度予算額 73百万円)
30年度予算額 73百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状がある中、全ての親が安心して家庭教育を行う上で、**身近な相談相手として、地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームによる支援活動が有効。**
- 本事業は、各地域における、家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、**家庭教育支援チーム等の組織化・活動強化を図るための取組の推進など、家庭教育を支援するための様々な取組を支援するもの。**(800箇所を実施)

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

参画

子育て経験者など地域の多様な人材

家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や交流の場づくりの企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生・児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に支援内容を検討

支援の実施

家庭教育を支援する様々な取り組みを展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
- 子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”に関する講座



親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

【プログラム例】 ○ 親子で清掃ボランティア

相談対応や情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や対応を実施

【支援活動例】

- 空き教室を活用した交流の場づくり
- 企業が参加する出前講座
- 家庭訪問による個別の情報提供や相談対応

→ 家庭教育支援活動の核となる

家庭教育支援チーム等の強化を図るための取組を拡充

- ① 連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化。
- ② 活動拠点の整備促進により、家庭教育支援チームの組織化を強化。
- ③ 企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する学習機会を強化。
- ④ 保護者に家庭教育支援に関する情報が効果的に届くよう、必要な情報発信力を強化。

◆教育再生実行会議第十次提言

(平成29年6月)

「家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する。」

家庭教育支援チーム等の強化により、更なる家庭教育支援活動の進展

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（訪問型家庭教育支援等）

（前年度予算額 20百万円）
30年度予算額 20百万円

事業の概要

家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制（プラットフォーム）を構築し、

- ① 地域社会における孤立や共働きによる多忙などにより、従来型の家庭教育支援では支援が行き届きにくい保護者、不登校や貧困等の課題を抱える保護者に対しては、個別の訪問型支援によるきめ細かな寄り添う支援を行う。
- ② 家庭教育に関心が高い保護者をはじめとするすべての保護者に対しては、日常的な悩みや不安を早い段階で気軽に相談でき、解決できるよう、家庭教育支援と子育て支援、母子保健等に関する相談窓口をワンストップ化するなど、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備する。

推進体制

※①と②は申請時に都道府県が選択。

